

利用料の内訳（通所リハビリテーション） ※3割負担

令和 4年 4月1日～

ご利用時間帯区分 ※利用延長可	介護度				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	1,449円	1,683円	1,914円	2,214円	2,508円
4時間以上5時間未満	1,647円	1,911円	2,175円	2,514円	2,850円
5時間以上6時間未満	1,854円	2,199円	2,538円	2,940円	3,336円
6時間以上7時間未満	2,130円	2,532円	2,922円	3,387円	3,843円
7時間以上8時間未満	2,271円	2,691円	3,117円	3,618円	4,107円
入浴介助加算(Ⅰ)	120円	一般浴・リフト浴があります			
リハビリテーションマネジメント加算(A)口	1,779円/6月以内		819円/6月超		
短期集中個別リハビリテーション実施加算	330円/日		退院(所)又は認定日より3月以内		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	720円/日				
科学的介護推進体制加算	120円/月				
中重度者ケア体制加算	60円/日		詳細下記		
<ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービス等基準第111条第1項第二号イ又は同条第2項第一号に規定する要件を満たす員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で1以上確保していること。 前年度又は算定日が属する月の前3月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。 指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。 					
重度療養管理加算	300円/日		詳細下記		
要介護3・4・5の方であって、厚生労働大臣が定める状態であるものに対して医学的管理のもと行った場合(下記) <ul style="list-style-type: none"> イ・常時頻回の喀痰吸引を実施している場合 ロ・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している場合 ハ・中心静脈注射を実施している場合 ニ・人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ・重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定をしている状態 ヘ・膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者程度等級表4以上、ストーマを実施している状態 ト・経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている場合 チ・褥瘡に対する治療を実施している場合 リ・気管切開が行われている状態 					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	66円/回		介護福祉士70%以上配置		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に4.7%を乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に2.0%を乗じた単位数				
送迎を行わない場合は片道につき141単位を減算					
食事負担	昼食	540円	→(おやつ代 40円含む)		
	夕食	600円	食事材料費 + 調理費相当分		
日用品費	60円/日		ティッシュペーパー・お手拭・ペーパータオル		
オムツ代(実費)	・紙パンツ 150円 ・尿取り 22円 ・昼用オムツ 32円 ・パンツ式オムツ 105円 (各1枚の値段です)				